

保護者各位

富山県立小杉高等学校

感染症における出席停止について（お知らせ）

下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により、医師から登校してもよいという許可が必要です。登校する際には、下欄、登校許可証の提出をお願いいたします。

なお、出席停止により、生徒が不利益を受けることは一切ありませんので申し添えておきます。

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで（医者が必要と認めた場合） 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス バラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他 の 感 染 症	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	適正な抗菌剤治療開始後24時間経て全身状態が良ければ登校可能 A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ 伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿瘍疹（とびひ）	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける） 出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける） 出席可能（プール、入浴は避ける）	

\*第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

登校許可証

病名 \_\_\_\_\_

療養期間 月 日～月 日

月 日より登校を許可します。

病院名

医師氏名 \_\_\_\_\_

上記の病名のため療養しておりましたが、登校許可が出ましたのでお知らせいたします。

年 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_